

締切  
間近

## 泉大津市事業用貨物車両等燃料価格高騰対策支援金のお知らせ

泉大津市では、ガソリン等の燃料費の影響を受ける運輸業をはじめとする事業用貨物車両等を所有する市内事業者を支援します。

### 10月1日(日)より対象車両が拡充! 用途が「特種」車両の一部が対象となりました。

特種車両のうち、自動車の形状がタンク車、アスファルト運搬車、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、保温車等であれば対象となります!詳しくは、HPにてご確認ください。

#### 支援金の対象

令和5年9月1日時点で有効な自動車検査証の交付を受けており、かつ自動車検査証が次に掲げる要件を全て満たす車両とする。

- 登録年月日及び交付年月日が令和5年9月1日以前であること。
- 自動車の種別が「普通」、「小型」、「軽自動車」のいずれかであること。
- 用途が「貨物」、「乗合」、「特種」であること。  
※特種については、車体の形状が別に定めるものであること(HP等で確認ください)。
- 車両の区分が「事業用」であること。
- 使用者の氏名又は名称、住所が申請者と同一の法人又は個人であること。
- 使用の本拠の位置が泉大津市内の住所地であること。
- 有効期間の満了する日が申請書提出日以降であること。



【特種車両の例】



#### 支援金の額

支援対象車両の種		1台あたりの給付額
道路交通法で定める【大型自動車】	車両総重量11トン以上、最大積載量6.5トン以上、又は乗車定員30人以上	50,000円
道路交通法で定める【中型自動車】【準中型自動車】	車両総重量3.5トン以上11トン未満、最大積載量2トン以上6.5トン未満、又は乗車定員30人未満	30,000円
道路交通法で定める【普通自動車】	他のいずれにも該当しない自動車	20,000円
【軽自動車】		10,000円

対象となる自動車検査証の写しを提出するときは、登録年月日、所有者・使用者情報の記載があることを確認!記載がない場合は、自動車検査証記録事項の写しの提出も忘れずに!!

## 泉大津市製造業電気・ガス価格高騰対策支援金のお知らせ

泉大津市では、電気・ガス価格高騰の影響を受ける製造業を営む市内事業者を支援します。

#### 支援金の額

- 支援金の対象経費は、泉大津市内に設置している工場等で生じた電気代、ガス代のうち、令和4年4月から令和5年3月の間に支払った合計額とする。
- 支援金の額は、対象経費に100分の15の割合を乗じて得た額とする。但し、1,000円未満は切り捨てるものとする。
- 支援金の上限額は、1事業者につき2,000,000円までとする。
- 支援金の申請は、1事業者につき1回限りとする。



大分類E 製造業が本支援金の対象です

上記2つの対象となる支援対象経費および申請要件・提出書類についてはHPを必ずご確認ください。

申請期間：11月30日(木)必着  
土・日・祝を除く午前9時から午後5時まで

#### URL

<https://izumiotsu-shienkin.com>

- 【申請先】 泉大津商工会議所(泉大津市田中町10-7)
- 【提出方法】 持参、郵送またはオンラインによる申請
- 【問合せ】 本所経営支援課 TEL: 23-1111

